

Google カスタム検索 検索 ▶ ページの探し方 ▶ カテゴリーから探す ▶ 府庁の組織から探す
文字サイズ: 縮小 標準 拡大

大阪府
Osaka Prefectural Government

トップ 暮らし・住まい まちづくり 人権・男女 共同参画 福祉・子育て 教育・学校・青少年 健康・医療 商工・労働 環境・リサイクル 農林・水産業 都市魅力・観光 都市計画・都市整備 防災・安全・危機管理 府政運営・市町村

ホーム > 府政運営・市町村 > 職員採用 > 大阪府臨時的任用職員の募集について [はじめての方へ](#) | [サイトマップ](#)

大阪府臨時的任用職員の募集について

応募資格

別表1 [Excelファイル/33KB]の「資格」欄に掲げる資格を有する人又はその資格の取得見込みの人(ただし、取得見込みの人は、資格取得後でなければ採用されません。)

日本国籍を有しない人も応募できます。

ただし、次のいずれかに該当する人は応募できません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含みます。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 大阪府において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

勤務条件

【給与】

職種、学歴、職歴等により異なります。

(例)社会福祉職(大学卒) 月額約189,711円 から

※経歴その他により、一定の基準により加算されます。

大阪府では平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間、給料の月額から一定の割合を減額しており、上記の金額は減額後の金額となっています。

【諸手当】

通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

【勤務時間】

一日7時間45分、一週間38時間45分勤務です。原則として、勤務時間は午前9時から午後5時30分です。

【休暇】

任用期間に応じ、一定の基準による年次休暇が与えられます。また、特別休暇が与えられる場合があります。

【任用期間】

原則として1ヶ月以上、1年以内です。

【その他】

社会保険については、任用期間が2ヵ月を超える場合は、社会保険(健康保険、厚生年金保険、介護保険)に加入(任用期間が2ヵ月未満であった者が、1ヵ月を超えて継続任用される場合を含みます。)

雇用保険については、適用対象外。

勤務場所

出先機関等

応募方法

別表1 [Excelファイル/33KB]「申込受付先及び問合せ先」欄の該当先に次の書類を郵送又は直接持参してください。

【必要書類】

- (1) 大阪府臨時的任用登録申込書

[こちら](#) [PDFファイル/18KB]から、A4の普通紙にダウンロードの上、必要事項を記載願います。なお、登録申込書は各申込受付先でもお渡ししています。

- (2) 資格を証する書類

・社会福祉職、心理職及び薬学職で別表1の「資格」欄中(3)又は(4)に該当する人以外の職種については、当該資格を証する免許証等の写し(A4サイズに拡張したもの)

・社会福祉職、心理職及び薬学職で別表1の「資格」欄中(3)又は(4)に該当する人については、卒業(修了)証明書及び成績証明書(学部、修士及び博士の各証明書)

(3) あて先を明記し、80円切手を貼付した返信用封筒

【受付期間】

随時受け付けます(ただし、土日祝日と12月29日から1月3日までは除きます。)

【受付時間】

午前9時30分から12時、午後1時から5時

ご注意下さい！

臨時的任用職員は、職員の育児休業等の必要が生じた場合に限って採用されます。応募・登録された人すべてが採用されるものではありませんのでご注意ください。また、採用については、登録の順番は関係ありません。

このページの作成所属
[総務部](#) [人事局人事課](#) [組織グループ](#)

[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[お問合せ](#) | [ユニバーサルデザインについて](#) | [個人情報の取り扱いについて](#) | [このサイトのご利用について](#)

大阪府 本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話)06-6941-0351
咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話)06-6941-0351 [大阪府庁への行き方](#)

© Copyright 2003-2013 Osaka Prefecture.All rights reserved.

【別表1】

募集職種	職務内容	資格	申し込み受付先及び問い合わせ先
栄養士職	保健所等において栄養指導業務等に従事	栄養士免許を有する人	〒540-8570(住所不要) 大阪市中央区大手前2丁目(大阪府庁本館4階) 大阪府健康医療部健康医療総務課人事グループ TEL06-6941-0351(内線2514)
看護師職	行政機関等において看護業務に従事	看護師免許を有する人	同上
社会福祉職	子ども家庭センター等の行政機関においてケースワーカーとして、又は社会福祉施設内において指導員業務に従事	下記、注1のとおり	〒540-8570(住所不要) 大阪市中央区大手前2丁目(大阪府庁本館5階) 大阪府福祉部福祉総務課人事グループ TEL06-6941-0351(内線2444)
獣医師職	家畜保健衛生所等において獣医師業務に従事	獣医師免許を有する人	〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号(大阪府咲洲庁舎22階) 大阪府環境農林水産部環境農林水産総務課総務・人事グループ TEL06-6941-0351(内線2714)
	保健所、食肉衛生検所等において獣医師業務に従事		〒540-8570(住所不要) 大阪市中央区大手前2丁目(大阪府庁本館4階) 大阪府健康医療部健康医療総務課人事グループ TEL06-6941-0351(内線2514)
心理職	子ども家庭センター等において心理判定業務等に従事	学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)若しくは大学院又はこれと同等と人事委員会が認める学校において心理学を専修する学科を修めて卒業又は修了した人	〒540-8570(住所不要) 大阪市中央区大手前2丁目(大阪府庁本館5階) 大阪府福祉部福祉総務課人事グループ TEL06-6941-0351(内線2444)
薬学職	保健所等において薬事監視、食品衛生監視、環境衛生監視、微生物・理化学検査業務に従事	以下のいずれかの資格を有する人 (1)薬剤師免許を有する人 (2)臨床検査技師免許を有する人(微生物・理化学検査業務に従事) (3)学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した人(食品衛生監視業務に従事) (4)学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学、理学、工学若しくは農学の課程を修めて卒業した人(環境衛生監視業務に従事)	〒540-8570(住所不要) 大阪市中央区大手前2丁目(大阪府庁本館4階) 大阪府健康医療部健康医療総務課人事グループ TEL06-6941-0351(内線2514)
保健師職	保健所等における保健師業務に従事	保健師免許を有する人	同上
司書職	図書館における司書業務に従事	図書館法第5条に規定する司書の資格を有する人	〒540-8571(住所不要) 大阪市中央区大手前3丁目(大阪府庁別館5階) 大阪府教育委員会事務局教育総務企画課人事グループ TEL06-6941-0351(内線4074)

注1)「社会福祉職」については、以下のいずれかの資格を有する人

①社会福祉士の資格を有する人。

②学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)若しくは大学院又はこれと同等と人事委員会が認める学校において心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業又は修了した人(大学の教育学部若しくは教育学科又は教育大学において、小・中学校教員養成課程又は養護教育諸課程を専修した人及び他学部で教員免許取得単位を履修した人でも、上記資格を満たさない人は資格がないことになります)。

③学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)若しくは大学院又はこれと同等と人事委員会が認める学校において、体育学、音楽若しくは美術学を専修する学科を修め、教育職員免許法の規定により、中学校又は高等学校の教諭となる資格を取得した人。

④国立秩父学園附属保護指導職員養成所の児童指導員科を卒業した人。

⑤国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所教養部(旧国立武蔵野学院教護事業職員養成所養成部を含む)を卒業した人。

⑥上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程社会福祉士・児童指導員科を卒業した人。